

令和 6 年度 基本評価における政策評価実施方針等（案）について

実施方針等の変更の主なポイント

- **政策評価の客観的かつ厳格な実施に向けて、令和 5 年度基本評価の検証結果を踏まえ、次のとおり実施方針等を変更する。**
 - **一次政策評価実施方針の改正**
 - ・ 評価の過程における厳格な実施を図るため、一次政策評価実施方針に「専門委員会等意見の反映」を明記し、成果指標設定基準に基づく複数の成果指標やその他統計数値等の設定を求める
〔一次政策評価実施方針の第 3 の 7〕
 - **成果指標等の設定に関する基準の改正**

道民の認識や道政課題等に関連する客観的なデータや根拠を用いた、道民への分かりやすい説明に資するよう、成果指標の設定に関する基準に「その他統計数値等」の項目を新設
〔成果指標等の設定に関する基準の第 3〕
- **現在、策定中の新たな北海道総合計画を踏まえ、地域課題など社会経済情勢を明らかにする評価を実施することから、実施方針に明記する。**
〔一次政策評価実施方針の第 3 の 4 (1)〕